会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度(2024年度)第1回
	枚方市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和6年(2024年)9月3日(火) 10時00分から 10時54分まで
開催場所	市役所別館4階 特別会議室
出 席 者	塚本会長 木虎副会長 江﨑委員 大東委員 川﨑委員 岸本委員 端山委員 廣井委員 御明委員
欠 席 者	田代委員 新島委員 箱田委員
案 件 名	1 報告案件について 報告第1号 利用目的以外の目的による保有個人情報の利用及び提供 について 報告第2号 利用目的以外の目的による保有個人情報の外部提供につ いて 報告第3号 個人情報ファイルの保有状況について 2 その他案件について 1 本市の施設等におけるカメラの設置及び運用状況について 2 街頭における防犯カメラの設置及び運用状況について 3 個人情報保護委員会による立入検査等の結果について
提出された資料等の 名 称	・報告第1号~3号 報告書 ・本市の施設等におけるカメラの設置及び運用状況について ・街頭における防犯カメラの設置及び運用状況について ・個人情報保護委員会による立入検査等の結果について
決 定 事 項	諮問案件がなかったため、決定事項はなし。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	3人
所 管 部 署 (事 務 局)	総務部 コンプライアンス推進課

審議内容

- ○会 長:それでは定刻となりましたので、審議会開会に先立ちまして、事務局から 「本日の委員の出席状況」を報告してください。
- ○事務局:本日は、委員総数12名のうち、9名の委員の御出席をいただいており、委員数の2分の1以上に達していますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定に基づき、本日の会議は成立していることを御報告いたします。
- ○会 長:はい、ありがとうございます。ただいまの報告のとおり、出席委員は定足数に達しております。それでは、令和6年度第1回枚方市情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。なお、これまで、枚方地区人権擁護委員会からの推薦で委員を務めておられた髙橋節子委員が辞任され、その後任として、江崎千里氏が新たに委員に就任されましたのでお知らせいたします。江崎委員、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○江崎委員:高橋委員の後を継ぎまして、就任することになりました。まだ何も分かっておりませんので、よろしくお願いいたします。
- ○会 長:よろしくお願いいたします。また、委員名簿と本日の配席図をお手元にお 配りしていますので、御確認をお願いいたします。それでは、案件につい て、順次進めていきたいと思います。本日は、諮問案件はなく、報告案件 のみとなります。それでは、報告第1号「利用目的以外の目的による保有 個人情報の利用及び提供について」、報告第2号「利用目的以外の目的によ る保有個人情報の外部提供について」、報告第3号「個人情報ファイルの保 有状況について」の説明を一括して事務局からお願いいたします。
- ○事務局:まず、報告第1号の利用目的以外の目的による保有個人情報の利用及び提供について御説明します。個人情報の保護に関する法律第69条の第1項では、「法令に基づく場合を除いて、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない」と規定されておりますが、その例外として、法第69条第2項第1号から第4号までに該当する場合は、法令に基づかない場合であっても、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができることになっております。このうち、第2号により行った保有個人情報の目的外利用の状況と、第3号又は第4号により行った保有個人情報の外部提供の状況につきましては、枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例第6条の規定に基づき、取りまとめて報告を行うものです。では、お手元の資料をご覧ください。まず、昨年度の目的外利用を行った内容ですが、件数は全部で133件ございまして、主なものとしましては年金児童手当課が国民年金事務に係る資格取得審査のために、また児童生徒支援課が就学指導のために、他部署保有の個人情報を利用するなどしています。

次に、報告第2号の、昨年度の外部提供を行った内容ですが、件数は1件 のみとなっておりまして、枚方市の危機管理対策推進課が枚方寝屋川消防 組合に提供を行ったものがありました。提供の目的といたしましては、火 災現場等の住居者の確認のため、となっております。

次に、報告第3号の個人情報ファイルについてご説明いたします。個人情 報ファイルとは、「特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索すること ができるように体系的に構成したもの」を言いまして、具体的には業務シ ステムに保管されている電子ファイル、あるいは、紙で提出された申請書 を申請者氏名の五十音順に整理し、インデックスを付けてファイル化して いるようなものが該当いたします。個人情報ファイルの届出があったとき には、その内容について本審議会へ報告することとなっています。例年、 本審議会では前年度に届出があった件数を報告させていただいておりまし て、本審議会で報告をした後に枚方市のホームページで個人情報ファイル 簿を年に1度公表していたところですが、前年度から適用されました個人 情報の保護に関する法律では、行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を 作成したときは、遅滞なく、公表しなければならないこととされているた め、これまでの年に1度の公表ではなく、枚方市のホームページでは常に 最新の個人情報ファイル簿を公表することが必要となりました。したがい まして、今回から、市のホームページで公表している資料のご案内という 形をもちまして報告とさせていただいております。常に最新の個人情報フ ァイル簿を公表する趣旨といたしましては、透明性を図り、利用目的ごと の保有個人情報の適正な管理につなげること、そして、本人が自分に関す る個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるようにするた めとなります。

以上、簡単ではありますが、報告第1号、報告第2号及び報告第3号についてのご説明は以上となります。

- ○会 長:はい、ありがとうございます。ただいまの報告第1号、報告第2号及び報告第3号につきまして、御意見、御質問がございましたらお出しいただければと思います。よろしくお願いいたします。
- ○副会長:報告第1号について、133件ということで、リストをざっと見ますと、毎年行われているような内容が多いと思いますが、特にこの一年間で特別っていうわけではないですけど、何か特殊なものはなかったということでよろしいでしょうか。
- ○事務局:そうですね。今回の一覧を見ておりますと、ほぼ例年通りの報告が各課から上がってきておりまして、あと昨年度も、ここ数年で始まった、非課税世帯に対する特別給付金の支給事務がございました。こういった事務についても漏れなく上がってきておりますので、見ていただいた通りしっかり

やってただいているという報告になります。

- ○副 会 長:はい、ありがとうございます。行政からの給付金とかが発生した時には、 こういう他の課への個人情報の提供があると、そのように理解してよいで しょうか。
- ○事務局:そうですね。給付金の対象者を絞り込むために、例えば市民課の保有している住民基本台帳を元に個人情報を提供してもらっているケースがあります。ナンバーでいいますとナンバー30番から34番、このあたりが臨時特別給付金の事務になります。
- ○会 長:はい、わかりました。ありがとうございます。
- ○副 会 長:すいません。この状況について一覧にしていただいてるんですけど、これは目的外利用をした時に、提供した課から情報が上がってくるのか、提供を受けた課から上がってきて集約するのか、どういう集計の仕方をされてるんでしょうか。
- ○事務局:こちらは表の一番左側の提供を受けた課の方から、報告が上がってきている運用にしております。
- ○副 会 長:はい。わかりました。
- ○会 長:報告1号、2号、3号、どれでも結構でございますけれども、御質問、コメントございましたらお願いいたします。
- ○副 会 長:報告2号の外部提供の関係ですけれども、これは1件だけだということですけれども、これは多分提供した市の課からコンプライアンス推進課に報告が上がってきて集計しているという、そういう仕組みになるんですか。
- ○事務局:はい。報告第2号の外部提供については枚方市の担当課から報告が上がってくる形になります。
- ○副会長:ありがとうございます。あと、第3号の関係で先ほどリアルタイムでファイルを更新して市のホームページにアップしていきますっていう、そういう御説明だったんですけど、これってこの一年間で増えていったりしてるんですか。
- ○事務局:令和5年度に御報告させていただいた時からは、新規に個人情報ファイルが届けられたのが18件ございまして、今回、令和5年から個人情報保護に関する法律が施行されたことに伴いまして、枚方市の全部署には、もう一度精査をかけさせていただきまして、改めて個人情報ファイルの届出を出し直していただいた経過がありまして、再度集計をさせていただいたものが今回の合計の件数になっております。
- ○副 会 長:これは市のホームページで公開されているもので、年度途中にちょっとず つ増えていく場合がある、そういうことなんですか。
- ○事 務 局:そうですね。年度途中で新規で保有されたものは反映させていただいて、

逆に年度途中で廃止になったもの、あるいは変更になったものについて も、随時、市のホームページの個人情報ファイル簿の状況に更新反映させ ていくという形になります。

○副 会 長:わかりました。市民の方もそれを見ることができる状態になっている、そ ういうことですね。

○事務局:はい。市のホームページで上げておりますので。

○副 会 長:はい。私の方からは以上です。

○会 長:その他いかがでございましょうか?

○川崎委員:第1号、2号共になんですけども、すでに皆さん共有されているのかもしれませんが、質問させていただきたいんですけども、それは利用目的外による個人情報の提供ということなんですけど、それは何かルールがあって、これならば提供していいとか、そういう歯止めとか、その辺の決まりは何かあるんでしょうか。申請があれば、その都度全て許可されるものなのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○事務局:例えば、とある部署がとある部署に、個人情報の提供を文書で依頼をするのですが、その依頼文書の中に、こういう条例や法律に基づいた業務をする上で、必要なんですという理由を書いて、その相手の課に依頼します。相手の部署からそれは法令もしくは条例に基づく業務に必要だということを提供先の方で承認して、初めて個人情報の提供を受けることができるということになるので、基本的には条例であるとか法令に基づいて行う業務以外では使ってはいけないことになるので、その業務の範囲内かどうかっていう判断を提供する側の部署ですることになります。

○川﨑委員:はい、わかりました。

○副 会 長:すいません、今の点、私からいいですか。

○会 長:はい、どうぞ。お願いいたします。

○副会長:例えば個人情報の目的外利用であれば、個人情報の保護に関する法律の第69条第2項第2号にこういう場合に、目的外に利用することができると書いてあります。お手元に配られていると思うんですけれども、11ページですかね。まず原則として69条の第1項に長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない、という原則があって、今回その目的外利用は多分2項の、漢数字の二のこの要件に該当することで目的外利用をしたということなんだと思いますんで、今おっしゃられた歯止めっていうのは、行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度であることが一つと、保有個人情報を内部で利用する場合であることがもう一つと利用することについて相当な理由がある時っていう、この3つの歯止め要件があって、これらに該当するというふうに提供する側が判断して提供しましたと

いうことは多分そういう御説明なのかなと思います。

○事務局:ありがとうございます。

○会 長:よろしいでしょうか。その他御質問、御意見ございませんでしょうか。

○会 長:それでは、ないようですので、この報告1号、2号、3号につきましては 以上とさせていただきます。それでは続きまして、その他の案件の「本市 の施設等におけるカメラの設置及び運用状況について」、「街頭における防 犯カメラの設置及び運用状況について」の説明をこれも一括して事務局の 方からお願いします。

○事 務 局:事務局の方からカメラの設置及び運用状況について御説明させていただき ます。それでは、まず、本市の施設等におけるカメラの設置及び運用状況 についてお手元の資料を御覧ください。昨年の報告以降、新規設置が8台、 廃止が2台ございまして、令和6年7月1日現在の総設置台数は668台と なっております。そのカメラの主な設置場所は、市役所本館・別館をはじ め、生涯学習市民センター、総合福祉会館などの市民利用施設又は小学校、 中学校、幼稚園、保育所、その他自動車駐車場などとなっており、今回は サンポエムひらかたの事故の防止、発生した事故の検証を目的としたカメ ラや、輝きプラザきららのコワーキングスペースの防犯を目的としたカメ ラが新規設置として挙げられています。また、録画した映像を再生確認し た事例は14件ありまして、警察の捜査以外のものとしては、スポーツ施設 にて迷子の捜索のために状況を確認した事例や、外壁の汚れの調査、機械 警備が反応したことによる状況の確認といった3件の事例がありました。 引き続きまして、街頭における防犯カメラの設置状況について説明させて いただきます。本市の街頭犯罪の認知件数は多く、大阪府下でも上位に位 置しておりまして、犯罪の未然防止と、犯罪発生時の迅速な対応を図るた め、駅前エリアを中心に、街頭への防犯カメラの設置を行っています。お 手元の資料を御覧ください。昨年報告させていただいて以降、街頭の防犯 カメラの新規の設置は行われておらず、令和6年7月1日現在の総設置台 数は、計 1,034 台となっており、昨年度と同数となっています。また、警 察からの要請により、防犯カメラ映像の提供を行った件数は、646 件ござ いました。

以上、簡単ではございますが、本市の施設等におけるカメラの設置及び運用状況の説明と、それから街頭における防犯カメラの設置及び運用状況の説明とさせていただきます。

○会 長:はい、ありがとうございます。ただいまの案件につきまして、御意見、御質問がございましたらお出しいただきたいと思います。

○会 長:私の方から確認ですけど、何回かお聞きしていて、もう一度お聞きしたいんですけど、本市の施設などにおけるカメラを防犯カメラと呼んでいて、

街頭における方は無線通信式防犯カメラというところでこの2つのシステムっていうか機器の特徴的な違いっていうのは、無線通信式の方が無線 LAN でこの近くへ行ってカメラの映像を取り出すことができる。で、通常の施設に入っているカメラの方はこれはネットワークにつながっているんですか、それともメモリからのデータですか。

○事務局:メモリの方です。

○会 長:メモリの方ですね。

○事務局:はい。

○会 長: 枚方市が管理してる施設に設置されているカメラについてはメモリを抜き 差しして、メモリに記録されている動画を取り出す。

○事務局:状況によっては、はい。

○会 長:街頭についてはその近くまで、例えば警察の方が行かれて、カメラに無線 LAN でアクセスをしてデータを取り出す。

○事務局:はい。街頭についてはSDカードタイプのものはもうございません。

○会 長:これが大きな違いですね。ありがとうございます。

○御明委員:あの少しいいですか。

○会 長:どうぞお願いします。

○御明委員:あの今、その他の案件のナンバー1 とナンバー2ー両方とも御説明された んですかね。

○事務局:はい。そうです。

○御明委員:1、2両方されたんですね。

○事務局:はい。

○御明委員:本市の施設のカメラの設置と運用状況と、街頭の防犯カメラの設置と運用状況、この2項目を御説明されたんですね。その中で、ちょっと私一点だけ気になったのが、市に設置されているカメラの設置と運用状況については詳細の資料が添付されているんですが、街頭における防犯カメラの設置及び運用状況については、この設置件数は、市のカメラの設置状況と同じように件数が出ています。で、運用状況については、今申し上げたように、市の場合は本当にこれA3刷りで、膨大な資料をいただいてるんですが、街頭における防犯カメラの運用状況については件数のみの報告しかされてないんですが、この違いって何なんですか。

○事務局:街頭の防犯カメラの運用状況は、警察から捜査のために依頼を受けて提供したものになりまして、警察からの照会で刑事訴訟法という法律に基づいて、依頼を受けて提供をしておるんですけれども、この刑事訴訟法の中で提供の内容が警察の捜査の中身にかかるということで、内容については公表しないよう求めることができるという規定が刑事訴訟法の方にございまして、そういった理由で公表の方は差し控えさせていただいているとい

う事情がございます。

○御明委員:多分、街頭の防犯カメラについてはそういうことだというふうに、私も理解をしてるんですが、しかし説明の中でも、防犯カメラの運用に関する要領の第14条にきちっと運用状況については取りまとめて、年1回、この審議会に報告しなければならないと、こうきちっと明記されています。その中で、そういうことがあるものの、この件数だけの報告というのは、あまりにもちょっとこう偏りすぎてるんじゃないかなという気がするんですよ。市の施設の防犯カメラについてはこれだけ、膨大なデータで我々、審議会委員に説明をされてるんですが、そういう縛りがあるということは理解してるんですけども、それであれば、この第14条の中に、やはりそういう大事なことは明記しとくべきじゃないかなという気がするんですけどね。

○事務局:まず資料の方なんですけれども、A3の方は先ほどの案件の保有個人情報の目的外利用でございまして、

○事務局:本市の施設等におけるカメラの設置及び運用状況はA4サイズの方です。

○御明委員:はい、件数以外も出てるんですか。

○事務局: それについては、今の案件の方は、A4サイズの資料の、2枚目のところに、本市の施設等におけるカメラの設置状況と書いてあるものです。

○御明委員:この分ですね。

○事務局:本市の施設等におけるカメラの設置状況につきましては、所管課と施設の名称と、台数、撮影している場所の範囲、録画をしているものなのか、録画をしないものなのか、ということ、あと備考という形で御報告をさせていただいているところでございます。それに対して街頭における防犯カメラの設置及び運用状況につきましては、先ほど御明委員がおっしゃっていただきました参考資料の「枚方市無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領の第14条に基づきまして、カメラの設置状況及び運用状況について取りまとめ報告をしなければならないという形にさせていただいておりますので、具体的な設置場所を、ここのこの電柱に設置といったところまでは報告させていただいてないんですけれども、設置場所の住所ごとにどれぐらいの台数が設置されているかというところと録画画像の確認件数、設置台数の総台数と増減の状況及び録画画像の確認件数についてどれぐらいあったのかというところを運用状況として御報告させていただきました。

○御明委員:設置については理解してるんです。

○事務局:運用状況としましては、実際にその設置しているカメラについてどれぐらいの状況、先ほど事務局から申し上げました、刑事訴訟法に基づく照会事項があったのかということで、その確認件数ということであの1年間の御

報告という形でさせていただいております。

- ○御明委員:ということはもう件数が運用状況ということなんですね。
- ○事務局:そういうことになります。
- ○御明委員:私は運用というのはちょっとまた違った意味で捉えていましたので、やは りどういう内容で運用されているのかなという、その報告が見えてこなか ったので、少し気になったんです。
- ○事務局:わかりました。そこは捜査上のところということで、こちらも詳細のところまでは確認ができない状況ではありますので、ただどれぐらいの件数で、市内件数1,034の台数があるんですけども、それについての確認というところが運用としてされているのかということは、最低限御報告をすべきだということで報告をさせていただいております。
- ○御明委員:ですから、私が申し上げたように、第14条の中に、そういうようなことの 条件というか、そういう縛りがあって、ということは明記しておく必要が ないのかなということなんですよ。だから第14条を読む限りは、警察の捜 査上の秘密がどうのこうのというのは、口頭での説明で我々は分かります けども、この取り決め事項というんですか、要領の中ではそれが見えてこ なくて気になったんです。
- ○事務局:ありがとうございます。検討いたします。
- ○会 長:私からのコメントですけども、施設にあるカメラの設置条件については、 運用状況 11 件として警察なのでこれも、捜査のための録画画像の利用件 数というところで留めておられる。そういう意味でこちらの街頭における 防犯カメラの方も運用状況という意味では、警察がこの 646 件、これ全て 警察からのものでしょうか。
- ○事務局:はい、全て。
- ○会 長:その全て警察でこの警察の捜査のための録画画像の利用件数が 646 件って いうような、そういう追記をしておくと、この1ページ目で全て完結する かなっていうように思いました。
- ○事務局:ありがとうございます。今のご意見含めまして、来年度以降の報告についてはそういう形でご説明させていただこうと思います。ありがとうございます。
- ○御明委員:お願いします。
- ○会 長:その他いかがでございましょうか。
- ○副 会 長:私からすいません。街頭における防犯カメラの方なんですけれども、先ほ どカメラ画像を警察に提供する場合は、令状に基づく場合が全部でしたっ ていうそういう話だったと思うんですけど
- ○会 長:令状、まあ捜査の関係ですね。
- ○副 会 長:そしたら捜査の必要があるということでこの要領の手続に基づいて提供依

頼があったのに対して提供したっていう、そういうことですか。

○事務局:危機管理政策課に警察から依頼がございまして、その依頼に対する回答という形で提供しております。

○副会長:はい、わかりました。

○事務局:刑事訴訟法第197条です。

○副 会 長:条文を簡単に読み上げていただいて。

○事務局:第197条。捜査については、その目的を達するために必要な取調をすることができる。ただし、強制の処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければ、これをすることができない。次の第2項のところですね。捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。この第2項に基づいて、警察の方から照会が市の方にありまして、ここの下の方の第5項のところで、第2項又は第3項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう求めることができるということで、照会を警察から、もらうときに第5項の規定で照会内容は漏らさない、必要以上に漏らさないでくださいと、この求めも一緒にセットで照会を警察の方からいただいておりまして、今回内容については漏らさないというこの第5項により市からの報告は件数に留めているということです。

○副 会 長:ありがとうございます。具体的に何かイメージができました。ありがとう ございます。

○会 長:その他カメラに関する報告2件に関しまして御意見、御質問ございませんでしょうか。

ではただいまのご報告に対しましては以上とさせていただきます。

それでは続きまして、その他の案件の個人情報保護委員会による立入検査 等の結果についての説明を事務局からお願いいたします。

○事務局:事務局から御説明させていただきます。

それでは、まず、個人情報保護委員会による立入検査等の結果についてお 手元の資料を御覧ください。今年の5月23日に、本市、枚方市は国の機関 である個人情報保護委員会による、個人情報の保護に関する法律第156条 に基づく実地調査及び行政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律第35条第1項に基づく立入検査を受けました。 検査対象となった部署につきましては、資料の1番に記載のとおり、個人 情報を取り扱うシステムの運用を所管するDX推進課、住民基本台帳事務 を所管する市民課、国民健康保険事務を所管する保険年金課、そして個人 情報の保護に関する制度を所管するコンプライアンス推進課が対象とな りました。検査項目につきましては、資料の2番に記載のとおり、組織の 概要、規程・組織体制の整備、漏えい時等の対応体制、研修、監査、委託 及び再委託、保管及び廃棄、電子媒体の管理及び使用、アカウント及びアクセス権の管理、ログの管理、端末及びサーバの管理、その他といたしまして、法令・内部規程違反に対する厳正な対処、目的外利用及び提供、行政機関等以外の者に対する保有個人情報の提供、開示請求、個人番号が記載されている書類及び本人確認方法並びに個人番号と個人情報の紐付け、そして最後に、評価書の見直し体制状況について検査を受けました。その検査の結果、資料の裏面の3番に記載のとおり、8項目において指摘を受け、うち6項目についてはすでに改善済みであるとして、7月31日に個人情報保護委員会へ報告を行いました。残りの2項目である「教育研修」と「ログの分析」、ログというのは、情報システムの操作の記録のことですが、この2項目につきましては、引き続き、改善に向けて進めていきます。以上、簡単ではございますが、個人情報保護委員会による立入検査等の結果についてのご説明とさせていただきます。

○会 長:はい、ありがとうございます。ただいまの案件につきまして、御意見、御 質問がございましたらお出しいただければと存じます。

○川崎委員:3番目の指摘事項と改善状況のところで改善状況というところで改善済みとか、こうしっかりやられているように思うんですけども、これは例えば規定の整備であれば、規定が整備されていることをもう一度確認するというプロセスとか、また、研修であれば受講しなかった一部の職員のことをフォローアップするというようになってるんですけど、その辺はどういうプロセスで確認しながら、定期的に随時確認するのか、お忙しい中、そういうことをやられてるのか、何かこう締めがあって、その時に確認するようになってるのか、そのプロセスとか、そういう確認の記録は残されるようにしているのかその辺りを教えて頂ければと思います。

○事務局:規定の整備につきましては、今回指摘を受けた内容というのが、例えば3つ目のこの安全管理に関する基準であれば、基準の中にマイナンバー・ガイドラインの名前が記載されている箇所があったんですけれども、そのマイナンバー・ガイドラインの名前がどこかのタイミングで変わったんですけれども、ただこちらがその新しい名前を反映できていなかった。内容に変更があれば、その都度基本的には更新はしていかないといけないものですが、こちらについては今回見直しをできていなかったので、今回改正して対応したということで、1つ例ということで改善済みとして挙げさていただいております。教育研修につきましては、書いてある通り、個人情報を取り扱う職員全てに受けてもらわないといけない研修ではあったんですけれども、一部受講できていなかった職員へのフォローの体制がこちら事務局の方で整っておらず年度体制を整えた上で、全ての職員に研修を受けさせることで、改善済みの報告を上げることができたらと思っておりま

す。

受講管理を省力化するための工夫としては、例年改善状況のところに例年 3月に実施していた研修を 10 月頃に前倒しということで書かせていただいておりまして、3月に実施していたもので、すぐ翌月の4月には人事異動とかでバラバラになってしまうので、それを避けるために、今回時期を前倒しすることによってフォローアップ体制を整えていこうと、そういったところも改善状況のところに書かせていただいております。受講管理はシステムで、研修を受けていただいた皆様には、システムの方で最後、マルバツ問題をやっていただくんですけれども、そちらの方の管理は引き続きさせていただいて、未受講者の方をシステムの方で把握させていただいてフォローアップをして行こうかなと思っております。

○会 長:よろしいでしょうか。その他御意見、御質問ございませんでしょうか。

○事 務 局:令和5年4月から法律が直接適用になりまして、国の専門的な部署である 保護委員会により、今まではマイナンバーを取り扱う事務については各自 治体に対しての同様の監査をやってたんですけれども、令和5年4月から その一般的な個人情報を扱う事務についても、法を地方自治体全部に適用 させたということで、国全体がある程度、水準を決めて、地方自治体が水 準以上の取り扱いをする体制を取っていくこととなりました。監査を受け た自治体は、令和5年度は60団体ぐらいでした。あともちろん民間企業に も国の方から見に行ったりもするんですけれども、令和6年の今年の2月 ぐらいに国の方から受検の打診があり、これ実は大阪府で初めて受けると いうことで、不安でしたが、基本的に国民健康保険事務と、市民課の事務 を、メインの対象事務としながら、全体的な部分も一緒に見てもらうとい うことで、3月頃から本市の条例・規則をはじめとした諸規程であるとか、 実際の事務を司る担当者の一覧であるとか、いろんな資料を国の方に提出 をさせていただいて、それが国の方で作ってる個人情報保護法を取り扱う 時のガイドラインというものがあるんですけども、それに一定適合してい るかどうかっていうのを見ていただいたということになっています。それ を3月の後半から5月にかけて、事前調査を受けまして、5月23日に実際 に国の担当4人が来られまして、事前調査に基づくヒアリング調査と実際 に事務室スペースを見て回る実地調査を受け、最終的に出てきたのが、先 ほどの指摘事項の8つということになっています。ですので、例えばこの 中で下から2つ目の端末及びサーバーの管理で言いますと、市の電子計算 組織を一括で管理しているサーバー室の管理状況を見ていただいたんで すけど、普段誰も出入りしていない扉があって、その施錠が不十分という 指摘をいただいています。改善状況としては、その鍵の付ける位置を変え て、DX 推進課の職員以外が絶対に入れないようにしました。このように結 構きめ細やかなご指摘というのはいただいたのかなというふうに思って います。全体を管理するコンプライアンス推進課としましては、ある程度 ここに書かれている指摘以外のですね、もうちょっとこうした方がいいん じゃないですか、みたいなところも他の団体での運用も含めたアドバイス もいただけましたので、そういうところも事務の見直しの参考にしたいと 思っております。また、今回は市民課の事務と国民健康保険の事務なんで すけれども、もちろん他の、例えば保育であるとか、福祉であるとかとい うところも同様に、個人情報を取り扱う部分もございますので、今回の指 摘内容を全庁にも周知をさせていただいて、より適切な枚方市としての個 人情報の取り扱いに努めていきたいと考えているところでございます。 一方で、例えば監査というところでいきますと、枚方市は内部監査をもと もと個人情報、特定個人情報でもやっていたんですけど、本市では内部統 制制度の中でも一般的な個人情報の取り扱いについて監査をしており、こ の取組みを国の方にご報告させていただきましたところ、「そういう取り 扱いはまだ、他の自治体はできてないところが多いですね」と評価をして いただいて他の自治体にお伝えしていきたいというようなことで、御意見 をいただいたようなところでございました。不安ではありましたけれど も、法の直接適用の早いタイミングで監査を受けたことにつきましては、 枚方市の個人情報事務のより高い精度での実施というところにはつなげ ていくことができるかなというふうに思っておりますので、担当課として は今後、これを踏まえまして適正な取り扱いに努めていきたいというふう に考えているところでございます。すいません、補足でした。

○会 長:はい、ありがとうございます。御質問、御意見ございますでしょうか。

○御明委員:本当に普段からご苦労されていることはよくわかりました。ありがとうございます。ちょっと私が気になったのは、これは全て指摘の内容が初歩的な人為的ミスというような感じがするんですよ。一つ一つみていくと、例えば、一覧を随時に更新してなかった、あるいは、一部の職員が受講してない。これ研修ですね。また保存期間が過ぎてるのに廃棄されてない。これも人為的ですよね。また記録がなかったというのは、これも人為的なものですよね。本来停止削除してなければならないものがそれができてなかったとか、今の御説明のあった扉が閉鎖してなかったとか、いわゆる本当に職員さんの、どういうんですかね、なんか意識がね、コンプライアンス推進課の皆さんは非常に頑張っておられるけども、全庁的に取り扱っておられる職員さんの個人情報に対する意識がね、もうちょっと高まってもらえたらなという気がしないでもなかったです。まあ、非常に本当に指摘内容が細かく、そしてまた初歩的な指摘で、人為的なものが多かったんでね。なんかそういった取組みを、今おっしゃったように職員に対する研修と

か、あるいは、例えば教育とか、もうちょっとそのあたりに重点を置かれた方が、私はいいんじゃないかなと。こういう初歩的なミスが大きな事故につながるということもあり得ますので、一つそのあたりのことをしっかりとして頂けたらな、ということをお願いしておきたいと思います。

○会 長:他にいかがでございましょうか?

○江崎委員:あのよろしいですか。今のおっしゃった意見、私もその通りだと思うんです。ほんの少しのミス、人為的なミスから大きな事件になると、それでここに書いてます、教育研修っていう欄がありますね。そこで例年3月に実施していたところ10月に前倒しって書いておられるので、これはすごく進歩してるなと思ったんですが、それをもう少し前にはダメですか。例えば異動がありますよね。異動の後、新しい課でやってる職員を対象に、全員だと思うんですが、やはり5月、6月、少し落ち着いたくらいにやったらどうかなと思います。以上です。

○事務局:ありがとうございます。江﨑委員おっしゃっていただいた通りで、従来、いろんな事情もあって3月ということで、やっぱり本来は今おっしゃっていただいたように、人事異動のあった段階で、自分がそういう個人情報の取り扱う職員になったという、早い段階でですね、しっかりと研修する必要があるだろうと思います。今回の指摘を受け従来の計画を前倒したんですけど、来年においては更に前倒してですね、新年度早い段階で必要な研修ができるようにしていきたいなという考えております。ありがとうございます。

○江﨑委員:はい、よろしく願いします。我々もね、やっぱり研修は早く受けた方が良かったと思える場合が多いんです。時期の終わりの方に受けてもね。ただ、これは研修を済ましたっていう事実を作ったというだけのような気がしますので、できるだけ早めに早めにしていただきたいなと思います。

○事務局:ありがとうございます。

○会 長:はい、その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 国の委員会による立入検査は毎年1回とかっていうか、定期的にあるわけ ですか。抜き打ちですか。

○事務局:全国自治体だけでいうと1,800ぐらいあるんですけど、それを順番に多分回っていくイメージになると思いますが、枚方が早期に当たったのは、いい機会をいただいたと思っているんですけれども、来年あるとかそういうことはないのかなと考えています。ただ、何年ごとにありますということでもないんですけれども。一方で国の方で毎年度の立入検査も含めた取組みの内容は公表されてますので、こちらから積極的に情報を入手しながら他市が指摘された事項について本市が対応できてるかどうかというところについては、確認しながら、引き続きの改善に取り組んでいかなければ

ならないと考えております。

○会 長:まあ、確かにそういった立入検査の結果が公表されて、それは他の自治体が参考にできる、そういう意味で、それで自己点検をしながら問題をこう改善していくっていうことが継続していただけます。非常に良いことだと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

その他いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは本件につきましては以上とさせていただきます。どうもありがとうございます。

それではご用意いただいている案件は以上でございます。じゃあ最後に事 務局の方から何か連絡事項がございましたらよろしくお願いいたします。

○事 務 局:はい、最後に事務局の方から委員の皆様の任期について、お話をさせてい ただきます。

令和5年4月1日の「個人情報の保護に関する法律」に伴いまして、本審議会の担任事務が見直されたことから、現在の皆様の任期である、来月10月25日のタイミングでこの審議会の委員の定数が7人となります。枚方市医師会から選出いただいている田代委員、枚方市青少年育成指導員連絡協議会から選出いただいている大東委員、枚方・交野地区更生保護女性会から選出いただいている新島委員、北大阪商工会議所から選出いただいている端山委員、枚方市 PTA 協議会から選出いただいている箱田委員におかれましては、来月10月25日で任期が終了となります。皆様におかれましては長期間にわたりまして枚方市の個人情報保護制度にご尽力いただき、ありがとうございました。その他の委員の皆様につきましては、個別に直接あるいは選出いただいている団体を通じて更新の手続きを取らせていただきますので、よろしくお願いいたします。報告は以上です。

- ○会 長:はい、ありがとうございました。
- ○事務局:最後に、本日、初めて御出席いただきました江﨑委員におかれましては後 ほど提出書類をいただくものがありますので、お残りいただければと思い ます。すみません、以上です。
- ○会 長:はい、どうもありがとうございました。御質問とかございませんか、よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしましたので、令和6年度第1回枚方市情報公開・個人情報保護審議会を閉会いたします。長時間にわたり、御議論たいへんお疲れさまでした。ありがとうございました。